

十島村就学援助制度についての御案内

十島村では、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に 対し下記のとおり学用品費を支給しています。

つきましては、下記の認定要件に該当する方で就学援助を希望される方は、所定の申請書に御記入の上、「所得課税証明書」と一緒に児童生徒が在籍する学校に提出してください。

1 就学援助の認定の要件

- (1) 生活保護法に規定する被保護者
- (2) 準要保護 要保護者に準ずるもの

2 支給限度額・年額

(1) 小学生

援助項目	対象児童	支給額
新入学学用品費	小学1年生	(上期) 9,950 円
		(下期) 9,950 円
学用品費	小学1年生	(上期) 5,550 円
		(下期) 5,550 円
	小学2～6年生	(上期) 6,640 円
		(下期) 6,630 円

(2) 中学生

援助項目	対象児童	支給額
新入学学用品費	中学1年生	(上期) 11,450 円
		(下期) 11,450 円
学用品費	中学1年生	(上期) 10,850 円
		(下期) 10,850 円
	中学2～3年生	(上期) 11,940 円
		(下期) 11,930 円

3 支給時期及び支給方法(予定)

支払時期は年2回に分け、支給します。

原則として口座振込

4 認定の審査と通知について

提出された申請書等により教育委員会で審査を行い、審査結果を文書通知します。

(「就学援助の認定の要件」に該当した場合でも、認定されない場合があります。)

問合せ先

〒892-0821 鹿児島市泉町13番13号

十島村教育委員会

tel 099-227-9771 fax 099-227-9773